

令和6年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施結果

1 概要

夏期に多発する食中毒等の防止及び食品衛生の向上を図るため、食品営業施設に対する一斉取締りを実施した。今年度は、スーパーマーケット、大型商業施設等を重点的に立入検査した。

食品の検査は、夏期に食中毒の危険が増すものを中心に行った。

2 実施期間

令和6年6月3日（月）から8月30日（金）まで

3 実施内容

(1) 立入検査

立入検査の実施件数は、別紙1のとおりであった。違反事項に関しては、大半が、区画戸の不備等の施設基準違反であったが、その場で助言指導を行い、改善を促した。その他、不備があった事項は、口頭又は書面により指導を行った。

※ 令和3年6月1日以降、食品衛生法の改正による許可制度の見直しがあったため、旧法と新法に分けて掲載した。旧法に基づく営業許可は、経過措置により、当該許可の有効期間の満了の日まで継続する。

(2) 食品の検査等

収去検査の実施件数は、別紙2のとおりであった。

食品衛生法に基づく規格基準がある食品に関して、基準を逸脱した検体はなかった。

別紙1 (立入検査)

(1) 許可を要する営業施設

ア 旧法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	160	22
菓子製造業	47	9
魚介類販売業	87	5
魚介類せり売り営業	21	0
食品の冷凍または冷蔵業	12	0
喫茶店営業	32	0
食肉処理業	11	1
食肉販売業	14	1
みそ製造業	1	0
豆腐製造業	1	0
めん類製造業	1	0
そうざい製造業	19	3
冰雪販売業	1	0
小計	407	41

イ 新法に基づく施設

業種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	204	13
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	26	0
食肉販売業	24	2
魚介類販売業	210	1
魚介類競り売り営業	1	0
菓子製造業	32	1
アイスクリーム類製造業	1	0
乳製品製造業	1	0
食肉製品製造業	2	0
水産製品製造業	13	0
冰雪製造業	8	0
液卵製造業	3	1
食用油脂製造業	1	0
みそ又はしょうゆ製造業	7	0
酒類製造業	1	
豆腐製造業	1	0
麺類製造業	1	0
そうざい製造業	31	0
複合型冷凍食品製造業	2	0
漬物製造業	2	0
密封包装食品製造業	1	0
食品の小分け業	1	0
小計	573	18

(2) 許可を要しない営業等施設（法第70条で準用される施設を含む。）

ウ 新法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	17	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	30	0
乳類販売業	62	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	47	0
野菜果物販売業	135	0
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。）	25	0
その他の食料・飲料販売業	13	0
製茶業	1	0
海藻製造・加工業	7	0
集団給食施設	10	0
その他	6	0
小 計	353	0

別紙2（収去検査）

品目	検体数			違反件数
	総数	食品衛生法	食品表示法	
魚介類（国産）	25	25	8	0
魚介類（輸入）	2	2	2	0
魚介類加工品	1	1	1	-
卵及びその加工品	3	3	0	-
アイスクリーム類・氷菓	5	5	5	0
生鮮野菜及び果物（国産）	8	8	0	-
生鮮野菜及び果物（輸入）	5	5	5	-
野菜果物乾燥品及び加工品	2	2	2	-
そうざい及びその半製品	16	16	0	-
清涼飲料水	5	5	2	0
その他の食品	16	16	0	-
器具及び容器包装	5	5	0	0
合計	88	88	25	0